

DAA のミッション：

- ① DAA 会員のサポート
- ② 全ての人に、より良い食品、より良い健康、より良い暮らしの提唱

DAA の重点領域：

リーダーシップ、高水準の実務、コミュニケーションとマーケティング、マネジメントとクオリティ

2. 栄養士の業務とキャリア

(1) 栄養士 Dietitian と栄養学者 Nutritionist

DAA は栄養士を国際栄養士連盟 (International Confederation of Dietetic Association, ICDA) で採択された定義にならない、健康増進、疾病の予防・治療のための栄養学的知識を有する科学者としている。また、Dietetics をコミュニティや個人の栄養を適正化することにより健康増進、疾病治療に寄与する専門性と定義している。

Nutritionist は栄養学の専門家を意味し、栄養士 Dietitian は Nutritionist とみなされる。しかし、栄養士 dietitian と栄養学者 Nutritionist の意味は完全に一致するわけではない。すなわち、栄養学者 Nutritionist は定義上、栄養学の知識を個別の栄養ケアに応用する能力を含まないため、Nutritionist を Dietitian と言い換えることはできない。

DAA は APD の資格認定に加えて、今般、認定栄養学者 (The Accredited Nutritionist, AN) の認定を始めた。該当するのは地域公衆栄養に携わる栄養士、

あるいは栄養士の資格を持たない栄養学の専門的知識を有する者であり、個々人の栄養相談や臨床栄養を実務とする栄養士は AN には含まれない。

(2) 職域

オーストラリアにおける栄養士の主な職域は、患者ケア、公衆栄養・栄養教育、フードサービス・マネジメント、コンサルタント、食品企業、教育研究である (図 1)。

約半数の栄養士 (約 40% が公的病院、7-8% が民間病院) が病院でヘルスケア・チームの一員として、患者の栄養状態のアセスメントを行い、個別に適切な食事プランを作成し、患者や家族に栄養教育を行っている。ナーシングホームの高齢者ケアに従事する栄養士は数%とわずかである。

約 2 割の栄養士は、開業して個人・集団あるいは組織を対象に個人相談・集団プログラム・健康対策プログラム・栄養教育などのコンサルタントサービスを提供している。約 1 割の栄養士は、地域 (コミュニティ) のヘルスセンターにおいて広く健康・栄養教育を行っている。

約 5% の栄養士は食品企業において食品法、食品の安全性や質の管理システム、消費者教育、健康専門職教育、栄養学研究、商品開発、マーケティングなどに従事している。約 5% の栄養士が教育研究活動、約 5% が行政、数% がナーシングホームである。

(3) 栄養士の給与、提供サービスの評価額

オーストラリア国内の栄養士は、栄養士のグレード、経験年数による給与基準が州別で示されている（表1）。首都特別地域（ACT）の新卒栄養士の年収は50,287A \$（約500万円）と他の州より高額であり、ニューサウスウェールズ州の新卒では45,827A \$（約450万円）である。

オーストラリアの公的医療制度メディケアでは公立病院における診療、治療費は無料であり、栄養士が提供するサービスも治療費に含まれる。一方、開業栄養士あるいは民間病院における栄養士が提供するサービスの請求額については、DAAが調査を行い、州にサービス内容および時間単位の集計結果を示している。首都特別地域（ACT）における初回相談は30分以内で67A \$（50-110A \$）、40-60分で80A \$（30-150A \$）、継続支援は20分以内で40A \$（20-70A \$）、20-30分で45A \$（30-75A \$）、民間病院の時給80A \$（40-110A \$）、電話相談55A \$（0-125A \$）、Eメール相談20A \$（0-95A \$）等である。他の6州においても、ほぼ同様の評価額である。

3. 栄養士養成コース

オーストラリア国内の栄養士養成コースは、11大学における学士課程7コースと修士課程7コース、グラジュエート・ディプロマ Graduate diploma 課程2コース、計16コースがDAAによって認定されている（表2）。

(1) コース認定

コース認定はDAAの認定アドバイザー委員会（The Dietetics Standards and Accreditation Advisory Committee, DSAAC）が栄養士養成プログラム認定マニュアル（DAA Manual for Accreditation of Dietetic Education Programs）に基づいて査定を行っている。

認定のプロセスは、①大学がDAAに教員スタッフ、図書館、カリキュラム、定員数、専門実務研修プラン等を提出し、1期生が修了・卒業するまでの期間の条件付認定を得る、②1期生の修了・卒業後24ヶ月以内に認定報告書をDSAACに提出し、DSAACによる直接訪問を受け、基準を満たすことが確認されると認定となる。③認定を受けた大学は、5年毎に報告書を提出し、DSAACによる現場訪問を受ける。認定基準を満たさないコースは、認定を取り消される場合もある。コース認定では、プログラムの構造とマネジメント、教員スタッフのレベルと資格、教室・研究施設の整備状況、支援体制、学生の評価方法、専門実務研修の組織化が重点的に審査を受ける。

認定を受けようとする大学は、申請・再申請の度に認定費用10,000A \$（約100万円）をDAAに支払う。

養成カリキュラムの構成は、栄養士初級レベル能力基準（National Competency Standards for Entry-Level Dietitians）に従い構築される。

(2) 養成施設のカリキュラム

栄養士養成コースには、学士課程、修士課程、ポストグラジュエート課程があり、いずれもフルタイムコースである。大学院コースは科学学士を有することが入学条件となることから、学士課程コースと大学院コースでは講義履修科目数が異なるが、いずれのコースにおいても20週間の専門実務研修が含まれる。

①学士課程コース

4年制のコースであり、通常1年次には化学、人体生理学、統計学などの基礎科目を履修する。2年次には人間栄養学、生化学、食品化学、食物・栄養学の今日的課題、エネルギーと代謝の生化学、食事と身体活動の測定とアセスメント、病態生理学、健康施策、人材管理などの専門科目（講義）を履修する。3年次には公衆栄養学、栄養と代謝の履修に加えて、人間栄養学の研究について取り組み、また病態生理学や栄養・食品のイノベーション、アボリジニー（先住民）の栄養問題についても学習する。4年次にはヘルスケアにおけるコミュニケーション演習、栄養食事療法、給食経営管理について履修する。

②修士課程コース

修士課程コースは、科学の学士を有することが入学条件となる。第1セメスターは、食品化学、栄養化学、栄養アセスメントと食事摂取、フードサービス・マネジメントの講義および実習を行う。第2セメスターでは、臨床栄養管理、コミ

ュニケーション論を履修し、また、スーパーバイザーの監督下での栄養研究へのプロジェクトに取り組む。

③ポストグラジュエート課程コース (postgraduate degree)

第1セメスターでは、栄養カウンセリング論、フードサービス、栄養食事療法などの専門科目について学習する。第2セメスターは臨床・コミュニティにおける専門実務研修を行う。

(3) 専門実務研修（臨地実習）

学士課程、修士課程ともに20週間の専門実務研修 professional practice program が義務付けられている。このうち個別の栄養ケアをマネジメントする実務研修 (A) を10週間、地域や集団における健康・栄養活動の実務研修 (B) を4週間、フードシステムにおける実務研修 (C) を4週間、残り2週間は学生の興味や能力に応じてA、B、Cの追加研修あるいは開業栄養士の分野などを選択して研修を行う（表3）。個別の栄養ケア・マネジメントを研修するAでは、10週間のうち4週間は常勤栄養士が2名以上雇用されている病院（臨床現場）で研修を受けなければならない。

専門実務研修における学生評価は、栄養士初級レベル能力基準（National Competency Standards for Entry-Level Dietitians）の項目および基準に従って各現場の栄養士が行う。研修監督者であるスーパーバイザーは、APD（後述、DAAの認定実践栄養士）で、該当領域

における2年以上の経験を有するものでなければならない。養成コースの教員で専門実務研修をコーディネートする者もAPDでなければならない、スーパーバイザーのサポートを担うこともある。

(4) 養成コースのカリキュラム：コア科目

カリキュラム開発のガイドラインに示されるコア科目は、後述の栄養士初級レベルの能力基準（National Competency Standards for Entry-Level Dietitians）のユニット1（基礎知識）に相当するものである。コア科目は、人間栄養学、社会と食品、食品科学、フードサービス・システム、教育論、カウンセリング・コミュニケーション論、組織マネジメント論、公衆栄養、栄養調査と評価を骨格として構成されている。

○人間栄養学：栄養素の機能（栄養素等必要量／欠乏症と過剰症／栄養素の含まれる食品）／非栄養素の機能／栄養の身体活動やwell-beingへの影響／さまざまな集団の栄養必要量・リスク集団の栄養問題／GIT・心臓・腎臓・肺・免疫・排泄の身体機能／栄養に関連する主な疾患／疾患の生化学・生理学的指標／栄養素と薬剤の相互作用／栄養アセスメント法／食事摂取量・食習慣の調査法／身体計測法と評価／栄養状態の臨床診査・栄養疾患の分類と定義／生化学検査値の影響因子／栄養摂取量と質の評価方法

○社会と食品：食品・食事に影響する社会特性／食糧供給の生態学的問題／ライフスタイルに影響する環境・社会心理学

的要因／民族・文化的集団と食習慣／健康への態度に影響する要因／食品流通・分配・消費／食品の歴史と未来など

○食品科学：食品中の添加物と栄養素／サービングサイズ、調理法／食品技術（加工と包装）／食品衛生／特別用途食品／機能性食品／成分表示と強調表示／食品制度

○フードサービス・システム：フードサービス論／調理器具／メニュー計画・献立標準化／大量調理学／大量調理用器具の使用法など

○教育論－栄養食事療法の応用－：学習理論／栄養教育論／援助関係の特徴／集団教育技術

○カウンセリング、行動科学を用いたコミュニケーション論：行動変容理論／コミュニケーション論／人間の行動と社会学／コミュニケーションのプロセス、モデル、強化／個人カウンセリング論／自己評価法／インタビュー演習

○組織マネジメント論：グループダイナミクス／組織構造と規範／労使関係／ストラテジー計画論／ビジネスプランと金融プラン／品質管理／リーダーシップ／アウトカム評価、ベンチマーキング／人材管理／法律行為／栄養士会のガイドライン／会議演習／専門職としての態度、倫理

○健康増進、公衆栄養学：公衆栄養の定義、歴史、理論／オーストラリア連邦・各州の栄養施策／WHOと国際健康栄養

施策／地域におけるニードアセスメント
／途上国の健康栄養／オーストラリアの
栄養問題／健康増進活動論／プログラム
マネジメント／有用なヘルスサービスの
課題と利便性など

○栄養調査と評価：臨床試験の倫理／研
究デザインとデータ管理／データの統計
解析／量的・質的調査法／科学的根拠に
基づいた実践／論文の批判的評価／サン
プリング法

(5) オーストラリアにおける他の医療 専門職養成

オーストラリアにおける学士は、専門
領域によって就学年数が異なる。一般
的な学科は3年制、教育学、工学、法
学は4年制、歯学、獣医学、建築学は5
年制、医学は6年制である。以下に医
師、看護師・助産師、作業療法士、理学
療法士、言語聴覚士の教育レベル、職能
団体および認定・登録制度について報告
する。

①医師

医師の教育は、6年制の学士に追加し
て、1年間の臨床研修が必須とされて
いる。オーストラリア医師会 Australian
Medical Association (AMA) の各州支部
に医師資格の登録を毎年行うことが必須
である。

②看護師・助産師

看護師ならびに助産師の資格のため
の教育レベルは3年～3年半の学士以
上である。オーストラリアにある計39

大学のうち31大学に看護コースが設置
されている。オーストラリア看護・助
産協会 Australian Nursing & Midwifery
Council (ANMC) の各州支部への登録が
必須である。関連する職種として準看護
師 Enrolled Nurse がある。

③作業療法士、理学療法士、言語聴覚士

作業療法士、理学療法士、言語聴覚
士の教育レベルはいずれも学士以上で
ある。作業療法士は、作業療法士登録
協会 Council of Occupational Therapists
Registration Board (COTRB) の各州
支部での登録あるいは免許が必須であ
る。理学療法士も、オーストラリア理
学療法士会 Australian Physiotherapy
Council の各州支部における登録が必須
である。一方、言語聴覚士は、クイーン
ズランド州ではオーストラリア言語聴
覚士会 Speech Pathology Association of
Australia (SPAA) の州支部への登録が必
須であるが、その他の州では登録制度は
ない。

4. 栄養士初級レベルの能力基準 National Competency Standards for Entry-Level Dietitians

(1) 作成の経緯

1980年代後半にオーストラリア標準
化構想の流れを受け、連邦政府のイニシ
アティブによって各専門職の標準能力が
明確化された。これ以降、専門職の高等
教育では標準能力に基づいたアセスメン
トが行われている。

栄養士の標準能力は、全国海外資格者認定局 (the National Office of Overseas Skills Recognition, NOOSR) の基金により DAA の 5 年間の研究プロジェクトを経て、1993 年、初級レベル能力基準 (National Competency Standards for Entry-Level Dietitians) として明示された。草案は、広範な専門業務の機能分析をふまえて作成され、25 名の新卒栄養士が遭遇した緊急事態 (インシデント) のインタビューによって草案の妥当性を検討するという独特の方法で作成された。

1998 年に初級レベル能力基準は見直しが行われ、公衆栄養、企業、開業 (private practice)、スポーツ栄養の新領域に適応した内容の追加と、マネジメントおよび品質改善活動の部分が強化された。

(2) 特徴および使用目的

栄養士初級レベル能力基準は、単に知識や学術的に費やした時間ではなく、栄養士に必要な技術能力を評価するものである。栄養士初級レベル能力基準の使用目的は次に示すもので、オーストラリアの栄養士の養成ならびに現職栄養士の生涯教育の全般に用いられている。

- ・ DAA による大学・大学院における栄養士養成コースの認可
- ・ オーストラリア国外の栄養士で、オーストラリアでの実務を望む者の評価
- ・ 栄養士養成コースにおける、学生の専門実務研修の評価
- ・ 現職栄養士の継続的な専門能力開発の

必要性の評価

- ・ 栄養士の役割と責務についての他への説明

(3) 栄養士初級レベル能力基準の構成

栄養士初級レベル能力基準は、臨床におけるケース・マネジメント、地域栄養、フードサービスの各領域の初級レベルの実務が 8 ユニットで構成されている。ユニット 1、7、8 は基礎能力として、基礎知識 (ユニット 1)、科学的アプローチ (ユニット 7)、専門職としての態度 (ユニット 8) に関する能力を示す。ユニット 2 ならびに 3 は栄養士の基本となる能力としての技術能力を示す。ユニット 4、5、6 はケース・マネジメント、地域栄養、食糧供給における実践的な能力基準を示す。

各ユニットは、要素 Elements として中項目化され、さらに要素ごとに動詞で示される具体的な実務がパフォーマンス基準として示されている。

ユニット 1：基本知識

安全な実務を果たすのに十分な知識

ユニット 2：栄養情報の解釈と伝達

栄養に関連する科学的知識、理論、政策を実際的な方法として伝える

ユニット 3：栄養データの収集、分析、評価

個別・集団の栄養状態のデータを収集し、系統的に捉え、評価する

ユニット 4：ケース・マネジメント

個人の栄養ケアのマネジメント

ユニット5：地域栄養

健康増進における栄養学的視点によるマ
ネジメント

ユニット6：食糧供給への関与

安全で栄養的な食糧供給の推進活動

ユニット7：科学的アプローチ

調査研究と評価における基礎技術

ユニット8：組織における専門性

職務に対する組織的、専門職的、倫理的
アプローチ

5. 認定実践栄養士 (Accredited Practising Dietitian : APD)

(1) APD プログラムおよび称号認定

DAA は、正会員である栄養士に対し
て APD プログラムに参加することを義
務付けている。APD の称号は、栄養士
の資格を有し、かつ継続的に専門職とし
ての能力を訓練し、標準的な実務を担う
ことを承認するものである。APD の称
号の認定は DAA が行っているが、実質、
オーストラリアにおける栄養士認定の国
家制度 national system と捉えられてい
る。例として、消費者や栄養士の雇用者
等は、APD の称号をもとに、その栄養
士が栄養管理の専門実務者であることを
確認している。APD プログラムおよび
称号認定は 1994 年より行われている。

APD には熟練度によって次の 3 グレ
ードがある：①条件付き APD (Provisional
APD)、② APD (Full APD)、③上級 APD
(Advanced APD and Fellow)。2006 年、
DAA の正会員 2,741 名 (非就労者 331
名を含む) のうち 2,460 名 (89.7%)

が APD の称号を得ている。

(2) 条件付き APD、Full APD、上級 APD (Adv APD)

条件付き APD は、APD プログラムに
参加して 1 年目の栄養士である。すな
わち、栄養士養成コースを修了して 1
年目であり、初級レベルの栄養士の能力
は認められているが、経験が未熟な栄養
士を示す。Full APD の栄養士とパート
ナーシップを結び、最低 26 週間のメン
タリング (mentoring) において経験に
基づく問題解決のテクニックや栄養士と
しての決断方法や生涯教育の実際等を修
得する。条件付き APD から APD への申
請は、メンタリングの指導を行った Full
APD の報告書を提出書類に含めて、遅
くとも 2 年以内に行わなければならない。

上級 APD は高度な知識とスキルを有
し、専門領域におけるリーダーの役割を
担い、教育指導を行う Full APD の栄養
士に認定される。

(3) APD プログラムの移行措置 (代替方法)

APD プログラムは 1994 年から実施さ
れたため、DAA はその時点で既に栄養士
としての十分な経験を有する者 (Potential
APD, 仮 APD) に対して移行措置を設けた。
栄養士会法 (By-Law) を改正し、次の条
件を全て満たす場合、Full APD の称号を
認定することとした。

① DAA の正会員

- DAA 認定の養成プログラムの修士
あるいは学士
- 海外で養成・訓練された栄養士の場合
DAA の試験合格者
- ②栄養士としての5年以上の実務経験
- ③最新過去5年間のオーストラリアに
おける栄養士としての実務が4,500
時間以上
- 役職・主な業務・時間 (position/
key task/time) のリストを作成し、栄
養士初級レベル能力基準 (National
Competency Standards for Entry-Level
Dietitians) との照合を行う。

6. 生涯教育 (Continuing Professional Development, CPD プログラム)

(1) CPD プログラムの概要

CPD プログラムは、専門職としての能力を強化、維持することを目的として、栄養士個々人が自身のために計画して行う学習プログラムである。年間30時間以上のCPD活動を満たさなければ、前項のAPDの称号は取り下げられることがある。CPD活動は、栄養士個人がDAA会員ウェブサイトにおいてログを記録する。DAAは会員のCPD活動の実施状況を、このウェブサイト上のログを利用して無作為に審査している。

CPDプログラムは、個人の能力の評価に基づいて計画されるため、CPDプログラムの内容は個人によって様々である。DAAのAPDマニュアルには、継続的な専門性開発の計画の立て方 (Developing

Your Continuing Professional Development Personal Plan) について解説している。その手順は、①自分の実務についてよく考える、②自分に必要な学習内容をアセスメントする、③学習のゴールを設定し、その達成方法を考える、④CPD計画に基づいて、CPD活動に取り組む、⑤CPD活動のアウトカムを評価する、という5ステップのサイクルで示されている。

(2) CPDの単位 (CPD module)

CPDのための活動は次の7単位に分類されている。APDプログラムに参加する栄養士は、年間30時間以上のCPD活動が義務づけられているが、各単位における達成すべき活動時間の基準が設定されているわけではない。

- ①学会、研修会、協議会への参加
Conferences, workshops, seminars, short courses, and interest groups
- ②栄養士の実務に直接関連しない分野における、正式な教育プログラムでの研鑽
External study programs
- ③自己学習活動 Self-study activities
- ④雇用者の指示による活動 Employer provided activities
- ⑤教育・研究活動 Teaching and research activities
- ⑥質の管理 Quality management
- ⑦メンタリング Mentoring

(3) メンタリング (Mentoring)

初級レベルの栄養士は、DAAの会員になると同時に、条件付きAPD

(provisional APD) として APD プログラムに参加する。最長 2 年以内に APD (full APD) に昇格しなければならないが、APD の申請ではメンタリングの報告書が必要となる。

「Mentor」は良き相談相手、指導者・先輩を意味し、「Mentee」が指導を受ける者をいう。条件付き APD は Mentee、条件付き APD が任意で選出した APD を Mentor として、両者はパートナーシップを結ぶ。最低 26 週間のメンタリングを通して、新米の条件付き APD が APD の経験に基づく問題解決のテクニックや決断方法、結果の解釈方法、CPD 活動の実施方法、あらゆる場面でのコミュニケーション法など初級レベル能力基準に示される内容を超えた栄養専門職の実務に関わることを学ぶシステムである。

また、後輩の教育指導に相当するメンタリングが、APD の CPD 活動として評価される。すなわち自分の経験に基づく教育指導が、APD 自身の能力向上に寄与するとみなされている。

D. 考察

以上の結果より、オーストラリアではオーストラリア栄養士会 DAA が一貫して、栄養士養成コースの認定、栄養士初級レベル能力基準 (National Competency Standards for Entry-Level Dietitians) の開発、栄養士および実践栄養士 (APD) の認定、生涯教育の推進を行っていることが明らかとなった。

オーストラリア栄養士会 DAA は設立して 30 年目にあり、オーストラリアにおける栄養士の歴史は他国に比べて浅い。そのなかで DAA はオーストラリア国内の栄養士の人材 (人数) 確保を急務とせず、栄養士としての専門能力の質の確保を重点課題としてきたと言える。現在、オーストラリアには 11 大学で 16 コースの栄養士養成コースが認定されており、毎年約 200 名の栄養士養成コース修了者が DAA 会員すなわち栄養士となる。コースの半数以上は大学院に設置され、修士号を有する栄養士が増大してきている。

さらに、栄養士の専門性を知識や修業年数ではなく、実務能力で説明しようとしている。その背景には、栄養士をはじめその他の医療職が国家資格ではない点が挙げられる。すなわち、国に守られた資格ではないため、常にその専門能力を向上させ、専門性を確立し、対外的にアピールすることが求められてきたと考えられる。栄養士の実践活動は、初級レベルの能力基準 (National Competency Standards for Entry-Level Dietitians) を開発し、実践栄養士の認定 (Accredited Practising Dietitian : APD) を行うことで公的にその専門性を認められている。

わが国の管理栄養士とオーストラリアの栄養士を比較して異なる点は、第一に実務能力を評価する点であり、第二に栄養士の専門性の達成目標を、養成と実践業務で区別せず、基礎知識から高度なマ

ネジメントまでの広範囲な実務能力として文書化した点である。能力基準のユニット 8 では組織的、専門的、倫理的アプローチ能力として、初級レベルであっても「組織内で効果的に働く」「優秀な実務によって信頼ある専門的役割を維持・向上させる」「専門的実務の全てに品質管理を適用する」「健康・疾患に対する栄養・食事療法の寄与を促進する専門的なリーダーシップを証明する」という高度な能力が必要とされていることを示している。これらの能力を修得させることを教育目標とした講義や演習、実習が養成プログラムに組み込まれている。一方、現職の栄養士にとっても、能力基準を実践活動のパフォーマンス目標として自己の能力評価に利用することができる。

オーストラリアの栄養士養成コースにおける専門実務研修は、20 週間すなわち 800 時間に相当する。このうち最低 10 週間（400 時間）が個別の栄養ケア・マネジメントの実務であり、個人の栄養管理の手法の修得が重視され、これには臨床領域での栄養士のニーズが高く、病院勤務が約半数を占めていることも影響している。

実践栄養士（APD）は、DAA の認定資格であるが、栄養士 dietitian という標記より APD が公的に重要な情報として取り扱われるほど、社会的に認知されている。またオーストラリアでは、栄養士のグレードと経験年数によって給与

が明示されている。このような栄養士の格付けは、消費者や雇用者に対して専門能力のレベルを示す対外的な目的を持つと同時に、能力のレベルがメンタリング（Mentoring）制度を通して人材育成ならびに自己研鑽を促すことに貢献している。

オーストラリアの栄養士養成にはインターンシップは位置づけられていないが、栄養士初級レベル能力基準を用いた 20 週（800 時間）の専門実務研修、ならびに 26 週以上のメンタリング（Mentoring）によって専門職としての高度な実務能力を育成している。さらに、栄養士全員に対して継続研修（APD プログラムおよび CPD プログラム）を義務付けていることから栄養士一人ひとりの、また栄養士としての継続的な品質改善活動が行われていることが明らかとなった。

E. 結論

オーストラリアでは専門職の標準化構想を背景に栄養士の実務能力を「能力基準」として文書化し、社会のニーズに即した見直しと強化を行いながら、栄養士の養成、栄養士・実践栄養士（APD）の認定、さらに生涯教育の体制に活用し、人材育成を推進している。オーストラリアの能力基準を標準とする人材育成体制は、わが国においても参考に値すると考える。

参考文献

- 1) Dietitians Association of Australia :DAA Website
<http://www.daa.asn.au/>
- 2) AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY CORPORATIONS LAW, A COMPANY LIMITED BY GUARANTEE: CONSTITUTION OF THE DIETITIANS ASSOCIATION OF AUSTRALIA. 2006 A.C.N.008 521 480, A.B.N.34 008 521 480
- 3) DAA Manual for Accreditation of Dietetic Education Programs. Reviewed 2007. Dietetic Association of Australia. A.B.N. 34 008 521 480
- 4) Continuing professional Development Program – A Guide for Accredited Practising Dietitians. Revised February 2005. Dietitians Association of Australia A.B.N. 34 008 521 480
- 5) National Competency Standards for Entry-Level Dietitians
<http://www.daa.asn.au/index.asp?PageID=2145833488>
- 6) Guidelines for Mentoring. Revised February 2002. DAA/Website/2002/APD/Mentoring Guide/
- 7) Dietitians Association of Australia DAA Annual Report 2006. A.C.N.088 521 480, A.B.N.008 521 480
- 8) DIETITIANS ASSOCIATION OF AUSTRALIA By-laws. Code of Professional Conduct (May 2006) , Complaints and Disciplinary Procedures (May 2006) , Membership Application Procedures (August

- 2006) , Accredited Practising Dietitian (August 2007) , Procedure for Election of President (August 2001) , Branches (August 2007) , Procedure for Election of a Branch Executive (May 2007) , Procedure for Operation of Committees of the Board (August 2001) , Procedure for the Operation of Interest Groups (May 2006) , Consultancy Services Provided by Directors of the Board (July 2002) , Statement of Ethical Practice (May 2006)
- 9) DAA General Policy and Procedure manual
<http://www.daa.asn.au/index.asp?pageID=2145838213>
(DAA 会員専用ページ)

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

- 1) 五味郁子：オーストラリアにおける栄養専門職の養成・生涯教育およびこれらの教育制度について。諸外国の栄養専門職の養成・生涯教育及びこれらの教育制度について（座長 須永美幸）。日本健康・栄養システム学会第7回分科会総会、2008。

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

表1 オーストラリアにおける栄養士の州・グレード別給与

Dietitian Salary Scales – Government (Annual) in States and Territories – June 2006

Level or Grade	ACT and Commonwealth	Northern Territory	New South Wales	Queensland	South Australia	Victoria*	Western Australia	Tasmania
Dietitian				(PO2)				
I 1st Year	\$50287 (new graduate)	45 038	45,827	43,793	40,626	G1Y1 39041.60		38 985
2nd Year	\$52,969					G1Y2 40539.20		
3rd Year	\$54,518					G1Y3 43882.80		
4th Year	\$56,135					G1Y4 46618.00		
5th Year	\$57,649					G1Y5 49805.60		
6th Year +	\$59,272	53 654	61,984	56,392	51,874	G1Y6 52956.80		49 334 (L1.5)
7th Year	\$61,110	55 560	63,986			G1Y7+ 54376.4		
			(Base Grade)					
				(PO3)				
II 1st Year	\$62,918	57 605	68,822	59,298	55,298	G2Y1 55021.20		51 977
2nd Year+	\$64,462	59 653	71,125	61,153	57,413	G2Y2 56820.40		54 620
3rd Year +	\$66,387	61 698	(Grade 1)	63,016	59,679	G2Y3 58609.20		57 261
4th Year +	\$68,465	63 754		64,868	61,944	G2Y4+ 62140.00		62 549 (L2.5)
5th Year +	\$69,763							
				(PO4)				
III 1st Year	\$72,695	72 725	73,112	69,142	64,060	G3Y1 63835.20		59 909
2nd Year+	\$78,381	75 314	75,098	70,955	66,024	G3Y2 66060.80		62 549
4th Year+		76 617	(Grade 2)	72,766	67,989	G3Y3 68224.00		68 717 (L3.5 by qual)
				74,584		G3Y4+ 73798.40		
				(PO5)				
IV 1st Year	\$85,893	79 319	77,178	78,054	70,714	G4Y1 74708.40	Level 4/6	68 717
2nd Year	\$90,333	83 690	79,825	79,966	72,775	G4Y2 77287.60	4/6.1 45,483	72 242
3rd Year+	\$96,963	88 613	(Grade 3)	81,879	74,730	G4Y3 79882.40	4/6.2 48,188	74 002
4th Year				83,878	76,759	G4Y4 82482.40	4/6.3 51,238	76 002 (L4.4 by qual)
						G4Y5+ 88628.80	4/6.4 54,148	
						G4B 93017.60	4/6.5 58,593	
							4/6.6 63,852	
				(PO5)				
V 1st Year			82,212	78,054	79,691		Level 6	84 002
2nd Year			84,318	79,966	81,269		6.1 58,593	92 814 (L5.4 - inc's dep on posn)
			(Grade 4)	81,879			6.2 60,763	
				83,878			6.3 63,852	
V							Level 7	99 861
							7.1 65,502	
							7.2 67,594	
							7.3 69,761	
							Level 8	
							8.1 72,929	
							8.2 75,525	
Dietary Aides								
16ye								
Adult Min	38824+ penalties		36,140					32,056
Max	40786 + penalties		37,700					32,777
Diet Supervisor								
Min								40,156
Max			42,658					43,490

Branches have advised the following contacts to obtain further information on salary scales:

ACT ACT Health Human Resources, telephone (02) 6205 1479

NSW Health Professional and Medical Salaries (State) Award, Office of Industrial Relations NSW, (02) 131 628

NT Professional Officer Award - Dietitian, Ron Hoskings, Manager, Employee Relations, PO Box 40596, Casuarina NT 0810, telephone (08) 8999 4166

Qld Health Sector Award – Professional Stream, Human Resource Business Centre - Queensland Health, telephone (07) 3234 0829

SA Office of Public Employment, 200 Victoria Square, Adelaide, SA 5000, telephone (08) 8226 2941

Tas Community Health Services Public Sector Award, Human Resources, c/- Royal Hobart Hospital, GPO Box 1061L, Hobart TAS 7000

Vic Medical Scientists Association of Victoria, telephone (03) 9623 9623

WA Hospital Salaries Office Award, 8 Coolgardie Terrace, Perth WA 6000, telephone (09) 328 5155

* A 3 per cent increase is due in October 2006

表 2-1 Fees Charged by Dietitians in Private Practice(State and Territory Average)-(as at January 2006)

Dietetics Service	ACT/New South Wales			Queensland			South Australia/Northern Territory			Victoria/Tasmania			Western Australia		
	Median \$	Range \$	Responses Received	Median \$	Range \$	Responses Received	Median \$	Range \$	Responses Received	Median \$	Range \$	Responses Received	Median \$	Range \$	Responses Received
Initial Consultation															
Less than 30 mins	67	50-110	7	70	30-80	7				48	45-70	6	45	40-50	2
45-60 mins	80	30-150	48	75	45-90	20	75	75-95	5	70	45-100	34	80	67-95	8
Specialty	98	80-140	14	83	70-120	8	93	75-110	2	90	50-100	13	93	90-95	2
Follow-up															
Less than 20 mins	40	20-70	19	40	20-55	11	25	25	1	37	25-45	9	39	35-45	4
20-30 mins	45	30-75	47	40	25-48	19	40	40-60	5	40	25-55	30	45	38-50	8
Specialty	55	30-100	15	45	35-60	7	50	40-60	2	50	30-85	18	58	50-65	2
Concessional															
Initial 30 mins	45	45-50	4	45	20-70	6			0	50	40-70	4	40	35-54	3
Initial 45 mins	60	45-75	5	65	30-89	11	60	60	1	58	45-75	10	70	54-85	5
Initial 60 mins	70	45-80	26	66	30-89	12	65	60-88	3	60	40-80	18	70	54-75	6
Specialty	80	80	1	78	44-105	4	99	99	1	60	40-80	7	80	80	1
Follow-up	40	25-50	27	35	30-45	12	40	35-54	3	32	25-45	20	38	28-40	6
Specialty Follow-up	45	40-50	2	52	35-62	4	54	54	1	40	30-85	8	45	45	1
Private Hospital															
Hourly rate	80	40-110	18	78	50-160	8	80	80	1	80	70-120	8	90	80-120	3
Rate for > 10 hrs	50	50-75	3	65	55-120	4			0	80	80-80	4	80	80	1
Call-out fee	50	18-60	4	25	0-110	5			0	120	120	1	60	0-120	2
Aged Care															
Call out fee	50	0-80	11	25	0-80	9			0	0	0-120	3	10	0-20	2
Hourly rate	80	60-110	28	90	65-160	9	80	80	1	90	70-120	14	80	80-120	3
Lecture Rates															
Hourly rate for general talk	124	60-2000	30	83	55-300	16	113	100-125	2	120	15-250	22	100	70-250	8
Hourly rate for specialty lecture	200	75-3000	19	110	85-350	9			0	150	80-500	16	170	150-350	3
Consultancy(hourly rate)	93	50-200	24	80	70-160	11	78	75-80	2	90	70-150	15	90	80-100	3
Telephone Consultation	55	0-125	19	80	68-110	8	80	80	1	60	40-100	6	69	35-85	4
E-mail/Internet Consultation	20	0-95	7	85	50-110	4	80	80	1	20	0-50	4	85	70-100	2
Home Visit(+normal fee)	20	10-150	25	15	0-87	14			0	10	0-45	9	10	0-30	5
Group Sessions															
Per hour	120	80-200	3	100	55-160	7			0	103	80-120	2	90	70-100	4
Per person	15	15-20	3	20	10-120	7			0	30	20-40	5			0
Per session	125	100-150	2	150	110-165	3			0			0			0
Computer Assessment (+Normal fee)	58	15-150	8	18	10-25	2			0	25	0-30	3	30	0-40	3
Special Body Composition Analysis(+normal fee)	18	0-160	8						0	40	30-50	2	50	0-100	2
Travelling Time	50	20-80	9	55	0-110	6			0	25	0-90	9	35	35	1
Meeting(hourly rate)	70	0-100	7	80	45-160	5	75	75	1	95	90-120	4	40	40	1
Blood Glucose monitor			0			0			0			0			0

表2-2

	ACT/ New South Wales		Queensland		South Australia/ Northern Territory		Victoria/ Tasmania		Western Australia	
	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No
Registered Medicare Provider	47	1	22	2	3	1	36	4	8	0
Patients Bulk Billed	14	31	12	5	3	0	10	23	4	2
Patients pay full upfront	41	4	14	5	0	0	30	3	7	1
DVA Approved Provider	31	17	19	5	0	4	14	23	6	2

Geographical Area							
Capital City	26		11		5	34	4
Large Regional Centre	17		6		0	5	1
Smaller Regional Centre	5		8		0	1	2

表3 栄養士養成コースにおける専門実務研修 (Professional Practice program)

最低 10 週	個別の栄養ケアをマネジメントする実務	このうち 4 週は 2 名以上の常勤栄養士が雇用されている病院 (臨床)
最低 4 週	地域や集団の健康・栄養活動	例) 地域ヘルスセンターの栄養部門、NGO、行政部門、食品企業
最低 4 週	フード・システム	例) 食品企業、フードサービス・マネジメント、子どもケアセンター、配食サービス、学校給食
2 週	学生の興味、能力により上記 3 領域あるいは企業や開業栄養士などの分野を選択	
計 20 週		

Where ADD members are employed as % of positions held

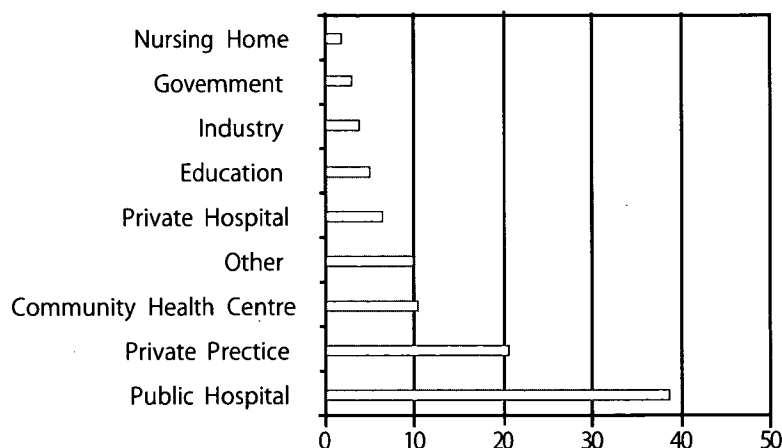


図1 DAA 会員が雇用されている職域とその人数

表4 栄養士エントリーレベル能力基準

(National Competency Standards for Entry-Level Dietitians) の要素

ユニット1 安全な実務を果たすのに十分な知識を証明する (9項目)
 Demonstrates knowledge sufficient to ensure safe practice

Elements		
1.1	demonstrates a thorough knowledge of the theory of human nutrition and dietetics to a level which supports safe practice	安全な実務を行うための人間栄養・食事療法理論の詳細な知識
1.2	Demonstrates a broad and thorough knowledge of food use in Australia	オーストラリアの食品についての広範で詳細な知識
1.3	Demonstrates a thorough knowledge of food science as it related to nutrition and dietetics	栄養・食事療法 nutrition & dietetics に関連する食品科学の詳細な知識
1.4	Demonstrates a thorough knowledge of food service systems	フードサービスシステムの詳細な知識
1.5	Utilises the basic principles of education theory as it applies to dietetic practice	教育論の基本理念の利用と、食事療法への応用
1.6	Applies theories of communication to the practice of counselling	コミュニケーション論のカウンセリングへの応用
1.7	Demonstrates a basic knowledge of theories of organisation and management	組織論とマネジメント論の基本知識
1.8	Demonstrates a basic knowledge of the health promotion	健康増進の基本知識
1.9	Demonstrates a basic knowledge of nutrition research methodology	栄養調査法の基本知識

栄養に関する科学的知識と理念を実践的な情報に展開する (3項目)

ユニット2 Interprets and translates scientific knowledge and principles related to nutrition into practical information

Elements		
2.1	Utilises nutrition and health-related data and scientific literature in identifying nutrition problems in individuals and in the community	個人・コミュニティで栄養問題を確認するうえで 栄養・健康に関するデータおよび科学論文を利用する
2.2	Translates technical nutrition information into practical advise on food and eating	技術的な栄養情報を実践的な食品や食べることへのアドバイスに転換する
2.3	Develops education resource material	教育媒体・資源の開発

ユニット3 個別・集団の健康栄養状態に係るデータの収集、系統的に捉え、評価する (5項目)
 Collects, organises and assesses data relating to the health and nutritional status of individuals groups

Elements		
3.1	Collects food intake data	食事摂取データの収集
3.2	Provides quantitative and qualitative assessment of food intake data	食事摂取データの収集量的・質的評価の提供
3.3	Collects biomedical social and environmental data	生化学、社会的、環境データの収集
3.4	Assesses and assigns priorities to all data	全データに優先順位を評価する
3.5	Draws justifiable conclusions from all data	全データから公正な結論をえる

ユニット4 個別の栄養ケアのマネジメント (6項目)
Manages nutrition care for individuals

Elements

4.1	Negotiates case management goals	ケースの全体のゴールを交渉する
4.2	Prepares plan for achieving management goals	全体ゴールを達成するためのプランを作成する
4.3	Counsels individuals and families on nutrition, food and diet issues	個人や家族に栄養・食品・食事の問題についてカウンセリングする
4.4	Plans and implements meal and food orders for individuals	個別の食事プランの実施
4.5	Monitors progress of the individual's condition and care and adapts plan as necessary	個別の状態やケアのモニタリング、必要に応じプランの修正
4.6	Documents all steps of the process	プロセスの全ステップを文書化する

地域における栄養問題にヘルスケアチームの一員として対処し、プログラム（事業）の要素をマネジメントする (5項目)

ユニット5 Manages components of programs which deal with nutrition issues in the community as part of a health care team

Elements

5.1	Determines goals for dealing with nutrition issues in the community	コミュニティにおいて取り扱う栄養課題のゴールを決定する
5.2	Develops plans for dealing with nutrition issues in the community	コミュニティにおいて取り扱う栄養課題のプランを開発する
5.3	Develops plans for group education session	グループ教育セッションのプランを開発する
5.4	Facilitates learning in small groups	小グループにおける学習のファシリテーターをする
5.5	Documents all steps of the process	プロセスの全ステップを文書化する

安全で栄養的な食糧供給の推進活動への寄与 (3項目)

ユニット6 Influences and contributes to activities promoting a safe and nutritious food supply

Elements

6.1	Acts as an advisor and advocates on behalf of individuals, groups and the profession to positively influence the wider political, social and commercial environment, about factors which affect eating behaviour and nutritional standards	個人、グループ、専門職の利益に関してアドバイザー・擁護者として行動する：食行動や栄養学的スタンダードに関わる広範に政治的、社会的、商業的な環境にポジティブに働きかける
6.2	Applies nutrition principles to food service	栄養学の原則を食品サービスへ応用する
6.3	Describes meal plans/menus for individuals and groups including the formulation and modification of suitable recipes and serving methods	適切なレシピやサービング法の公式化など、個人やグループ向けの食事プランやメニューの論述

ユニット7 調査・評価にかかる基本的スキルを証明する (3項目)
 Demonstrates basic skills in research and evaluation

Elements		
7.1	Adopts a questioning and critical approach in all aspects of practice	全実務に批判的アプローチを導入する
7.2	Evaluates practice on an ongoing basis	進行中の実務を評価する
7.3	Applies research and evaluation findings	調査や評価を行う

ユニット8 職務に対する組織的、専門職的、倫理的アプローチの証明 (4項目)
 Demonstrates an organised, professional and ethical approach to work

Elements		
8.1	Works effectively within the organization	組織内で効果的に働く
8.2	Develops and maintains a credible professional role by commitment to excellence of practice	優秀な実務の責務によって信頼ある専門性を維持・向上する
8.3	Applies quality management principles to all aspects of professional practice	専門的実務のすべてに質の管理を適応する
8.4	Demonstrates professional leadership to promote the contribution of nutrition and dietetics to health and disease	健康・疾患に対する栄養・食事療法の寄与を促進する専門的なリーダーシップを証明する

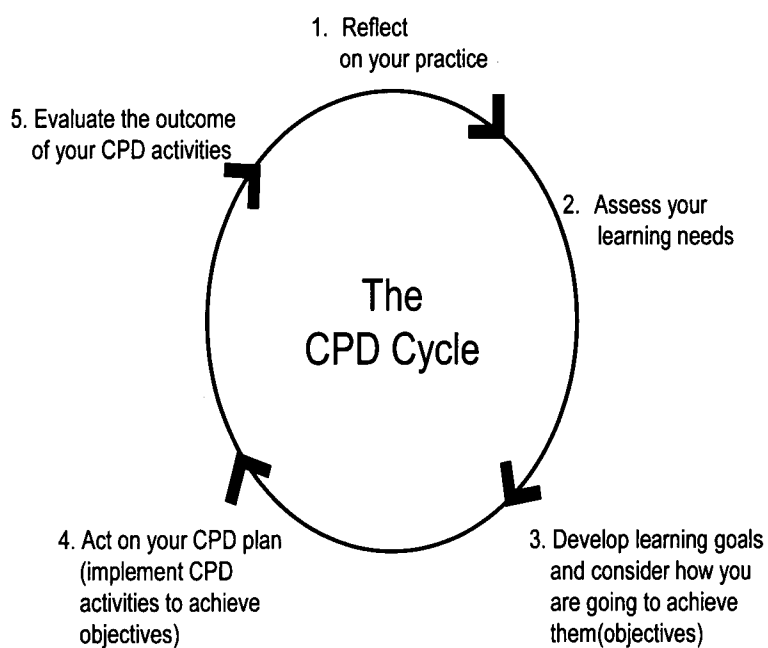


図2 CPD プログラムの手順

表2 オーストラリアにおける DAA 認定の栄養士養成コース

	大学名	州	コース	大学院	学部
1	Charls Sturt University チャールズ・スタート大学	NSW	Bachelor of Health Science (Nutr & Dietetics)		4年
2	Curtin University of Technology カーティン工科大学	WA	Postgraduate Diploma in dietetics	1年	
3	Deakin University ディーキン大学	Vic	Master of Dietetics	18ヶ月	
4	Flinders University of South Australia フリンダース大学	SA	Master of Nutr & Dietetics	2年	
5			Bachelor of Nutr & Dietetics		4年
6	Griffith University グリフィス大学	Qld	Master of Nutr & Dietetics	18ヶ月	
7	Monash University モナッシュ大学	Vic	Bachelor of Nutr & Dietetics		4年
8	Queensland University of Technology クイーンズランド工科大学	Qld	Bachelor of Health Science (Nutr & Diet)		4年
9	The University of Newcastle ニューキャッスル大学	NSW	Bachelor of Health Science (Nutr & Dietetics)		4年
10	University of Sydney シドニー大学	NSW	Bachelor of Science (Nutr) Honours in Clinical Nutr & Dietetics		4年
11			Master of Nutr & Dietetics	2年	
12	University of Canberra キャンベラ大学	ACT	Graduate Diploma of Dietetics	1年	
13			Master of Nutr & Dietetics	2年	
14	University of Wollongong ウーロンゴン大学	NSW	Master of Science (Nutr & Dietetics)	2年	
15			Master of Nutr, Dietetics & Exercise Science	2年	
16			Bachelor of Nutr & Dietetics		4年

厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業)

保健・医療サービス等における栄養ケアの基盤的研究

分担研究報告書

地域保健サービスにおける栄養専門職のマンパワーに関する研究

分担研究者 田中久子 女子栄養大学教授

研究協力者 藤内修二 大分県佐伯保健福祉センター所長

研究要旨

本研究の目的は、わが国における地域保健・栄養活動における栄養ケアのための業務体制および内容、業務時間等の実態を把握し、新たな時代の要請に適応できる栄養ケアの担い手として管理栄養士に求められる知識、技能の向上等および必要なマンパワー整備のニーズを明らかにするための基礎資料を得ることである。

初年度は、厚生労働省が全国の行政栄養士を対象に実施した行政栄養士業務量調査を活用し、業務内容とその役割、業務量案分時間を解析した。その結果、保健所では“地域における行政栄養士業務の基本指針”に基づいた業務の実施割合は全体的に高く、50%以下の業務は健康危機管理と介護予防関係であった。一方、市町村では、業務により実施割合に差があり、50%以下の業務は、政策評価、健康危機管理、食品表示関係、食環境整備であった。特に市町村においては雇用形態や配置状況、免許資格等がさまざまであり、非正規職員や役付でない栄養士は、企画立案や予算化の割合が低く、技術支援にのみとどまっている割合が高かった。市町村業務を充実させるためには、常勤管理栄養士の配置が必要なこと、加えて複数配置によりリーダーシップを発揮できる配置環境の改善が必要であることが確認できた。また、保健所、市町村と言っても、都道府県、政令市、中核市、特別区等の行政形態によって違いや特徴が見られたことから、今後の研究として、国の方向性を確認しながら地域性を重視し、地域保健サービスを効果的に実施する方策を具体的に示す必要性が示唆された。

A 研究目的

行政栄養士活動に関しては、保健所法から地域保健法への移行を機に、活動の評価やあり方に関する研究^{1)~6)}、活動事例に関する報告^{7) 8)}がなされてきた。一方、社会情勢の変化や行政構造改革の中で高まる新たなニーズに対応すべく、保健・医療・福祉分野においても各種法律の施行や計画策定が行われてきた。

本研究は、わが国における地域保健・栄養活動における栄養ケアのための業務体制および内容、業務時間等の実態を把握し、新たな時代の要請に適応できる栄養ケアの担い手として行政栄養士（以下行政管理栄養士・栄養士を「行政栄養士」という。）に求められる知識・技能等およびマンパワー整備のためのニーズを明らかにするための基礎資料を得る。

B 研究方法

厚生労働省が、全国都道府県、保健所設置市、特別区の本庁および保健所、市町村保健衛生担当部署に勤務する行政栄養士を対象に、今年度初めて実施した行政栄養士業務量調査を活用し、保健所および市町村保健衛生担当部署に勤務する行政栄養士について業務内容とその役割、業務量を案分時間で解析した。

1 調査時期：平成 19 年 7 月 1 日～8 月 31 日

2 調査対象者：平成 19 年 7 月 1 日現在、行政栄養士の職にある者で正規職員

または常勤並みに勤務している者（臨時的任用職員、嘱託員、非常勤職員等（1 日 6 時間以上かつ週 4 日以上の方、以下「非正規職員」という。）。）

3 調査方法：厚生労働省から各都道府県経由で保健所および市町村に調査依頼を行った。

4 調査内容：地域における行政栄養士業務の基本指針について（健習発第 1030001 号 平成 15 年 10 月 30 日）（以下「基本指針」という。）の業務を基にした調査内容（表 1）。

5 統計解析：多群間比較には一元配置分散分析を、対比較には t 検定を用いた。統計処理は S P S S ver15.0 を用いた。

C 研究結果

有効回答者数（率）は、市町村 2,750 人（100%）、保健所 1,032 人（76%）であった。

1 調査回答者の属性

(1) 都道府県及び政令市、特別区の行政栄養士配置部署：保健福祉（健康増進・老人保健・国保、障害福祉・介護保険・母子保健・食育関連、指導監査）、農水、生活衛生（食品安全）、教育及び総合政策と広範囲であった。

(2) 管理栄養士の配置割合：管理栄養士・栄養士全体での管理栄養士の割合は、市町村で 70%、保健所で 98%であり、市町村担当者の 30%が栄養士であった。保健所においては栄養指導員業務がある